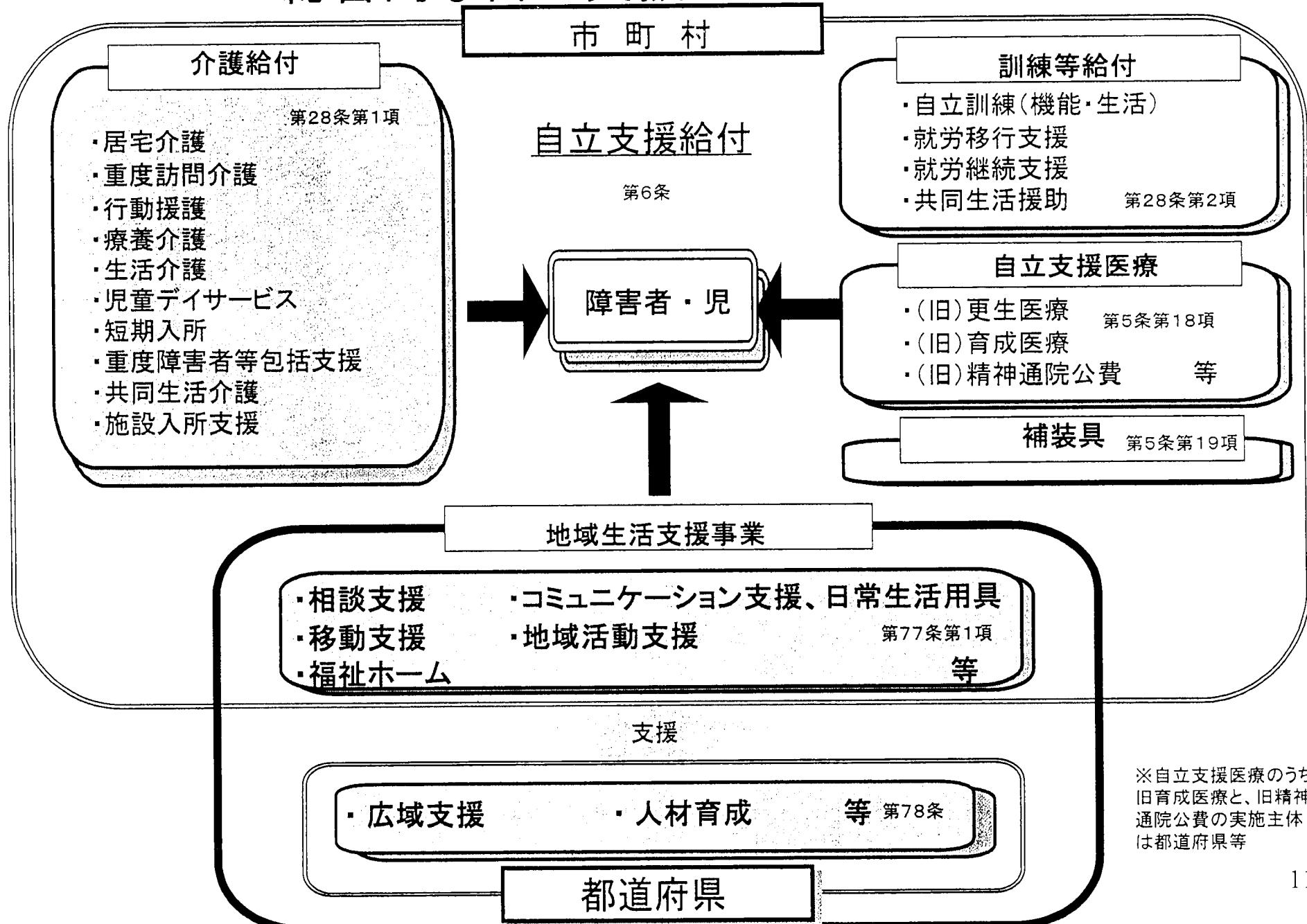


新たな障害福祉サービスの体系

総合的な自立支援システムの構築



福祉サービスに係る自立支援給付の体系

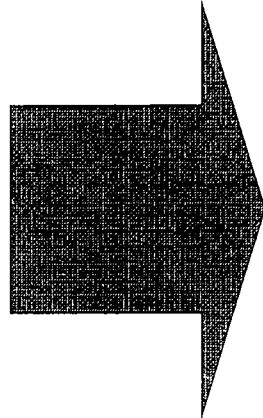
＜現行サービス＞

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



＜新サービス＞

- ホームヘルプ
(居宅介護) 第5条第2項
- 重度訪問介護 第5条第3項
- 行動援護 第5条第4項
- 療養介護 第5条第5項
- 生活介護 第5条第6項
- 児童デイサービス 第5条第7項
- ショートステイ
(短期入所) 第5条第8項
- 重度障害者等包括支援 第5条第9項
- ケアホーム
(共同生活介護) 第5条第10項
- 障害者支援施設での夜間ケア
(施設入所支援) 第5条第11項
- 自立訓練 第5条第13項
- 就労移行支援 第5条第14項
- 就労継続支援 第5条第15項
- グループホーム
(共同生活援助) 第5条第16項

第28条第1項

介護給付

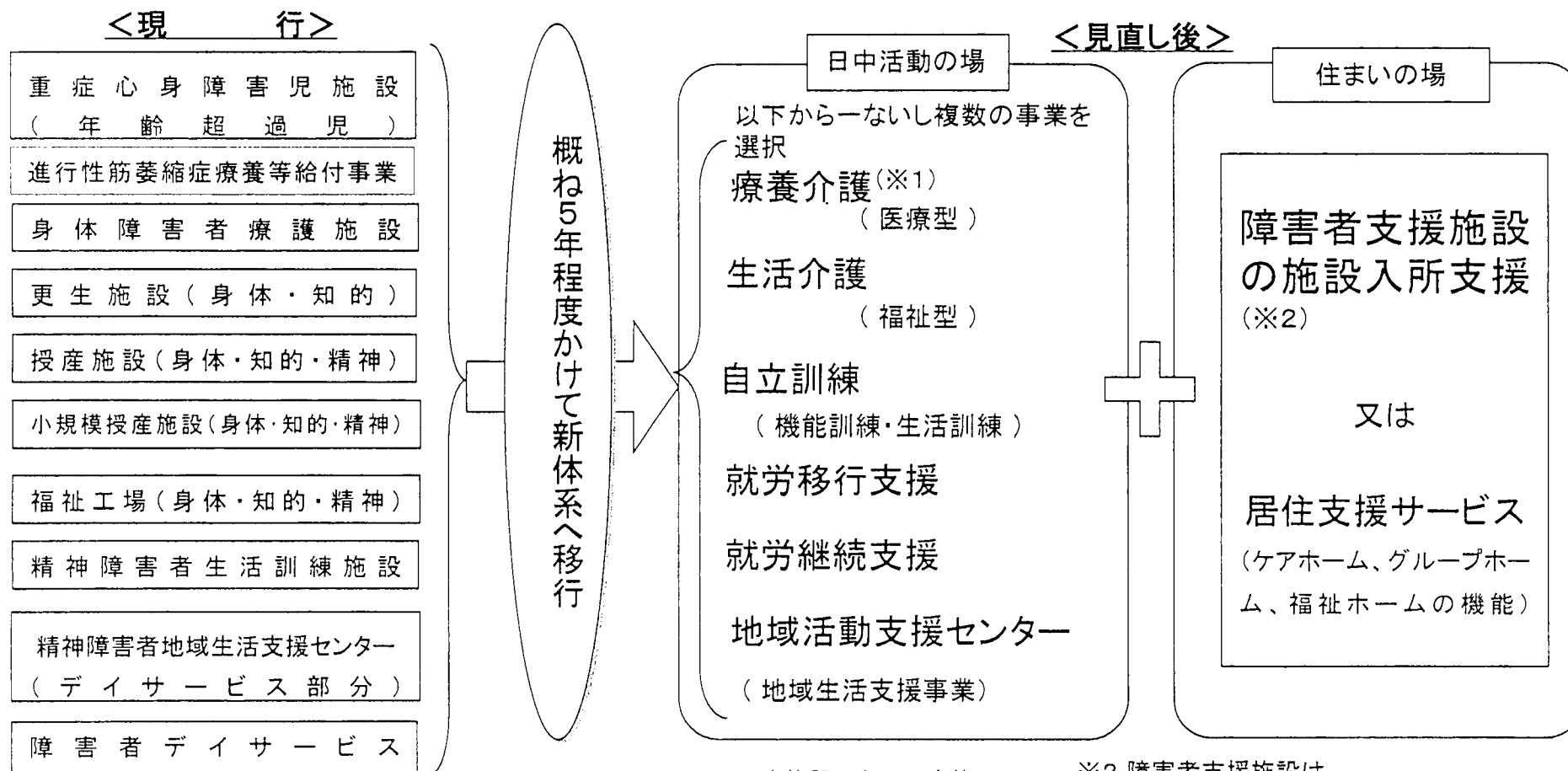
訓練等給付

※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター・福祉ホーム等を制度化

第28条第2項

施設体系・事業体系の見直し

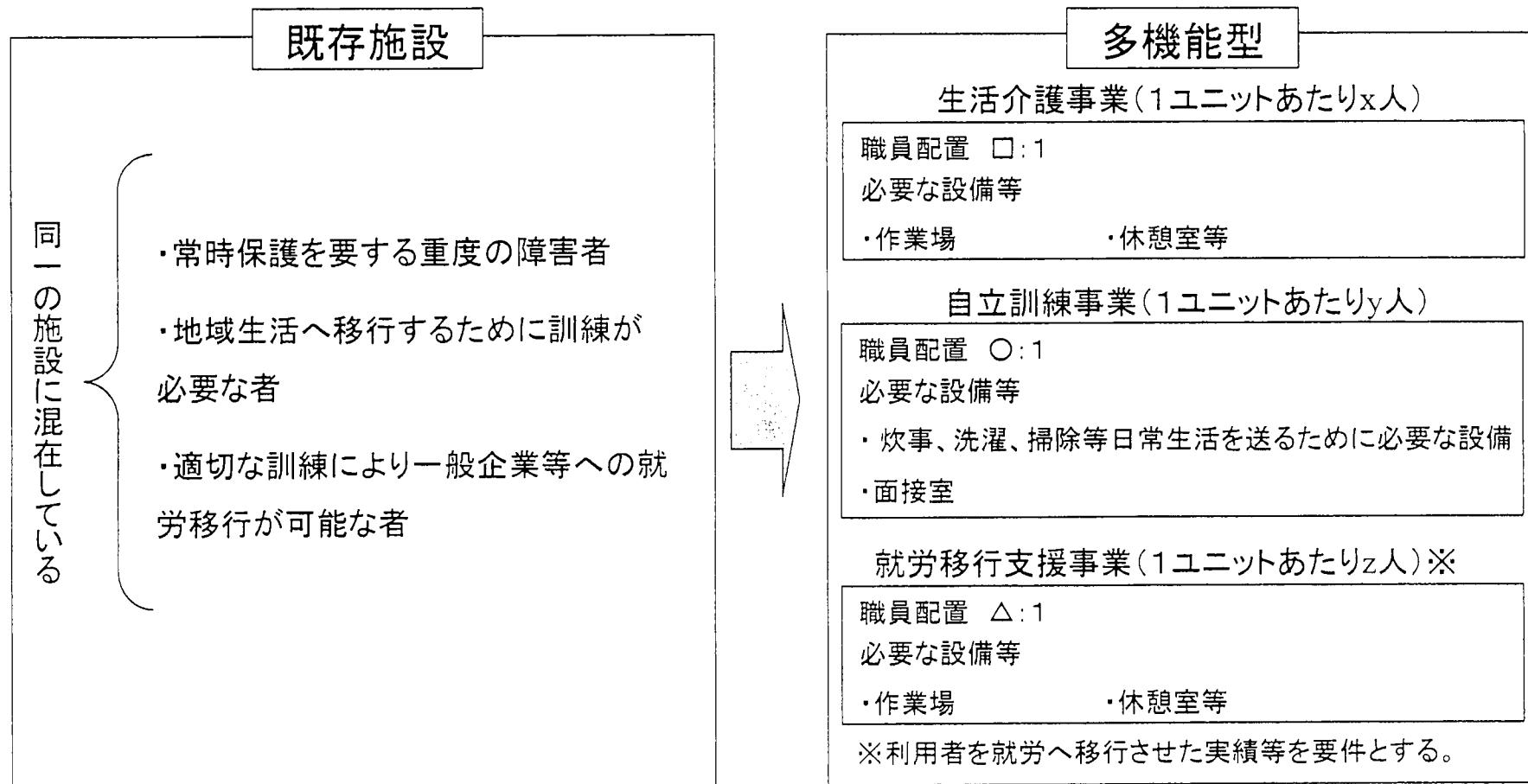
- 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行に資する機能を強化するための事業を実施する。
- 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。



複数の事業を組み合わせて実施～多機能型

第43条第1項及び第2項関係

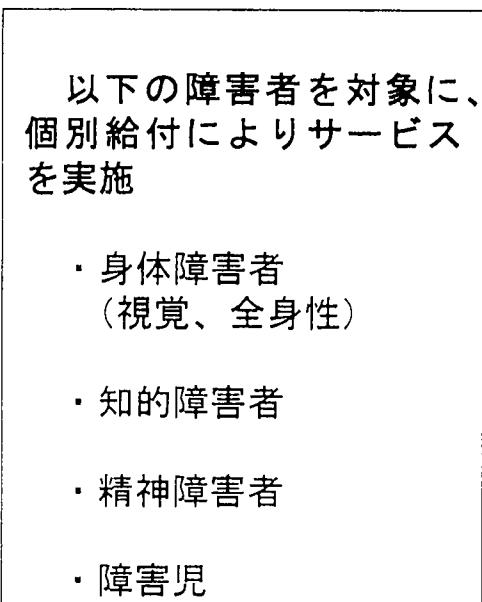
- 人口規模の小さい市町村等での対応のため、地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の機能のサービスを実施する多機能型を認める。
- サービスの質の確保の観点から、タイプ別に最低のユニット(定員)の基準を設けるとともに、共通のカリキュラムを除き、原則としてユニット単位でサービスを提供。



重度の障害者の移動支援

- 移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。
- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供する。

第5条第4項



行動援護

自己判断能力が制限されている者が危険等を回避するための援護（移動の場合も可）

※ 自閉症、てんかん等を有する重度の知的障害者(児)又は統合失調症等を有する重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする者

第5条第3項

重度訪問介護

現行の日常生活支援+外出時における介護

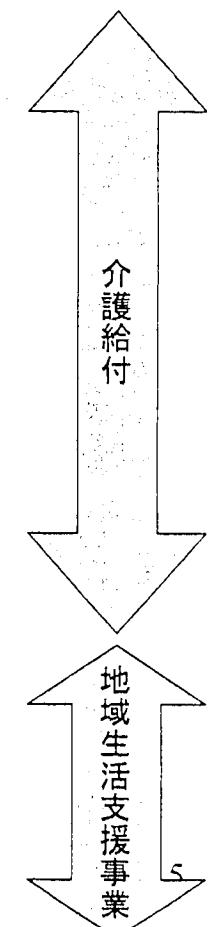
※ 重度の要介護状態にあって、かつ、四肢マヒのある身体障害者

第5条第20項

移動支援事業

上記以外の移動支援（具体的な支援の範囲は市町村ごとに決定）

※ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児であって、一定程度以上の障害の状態にある者

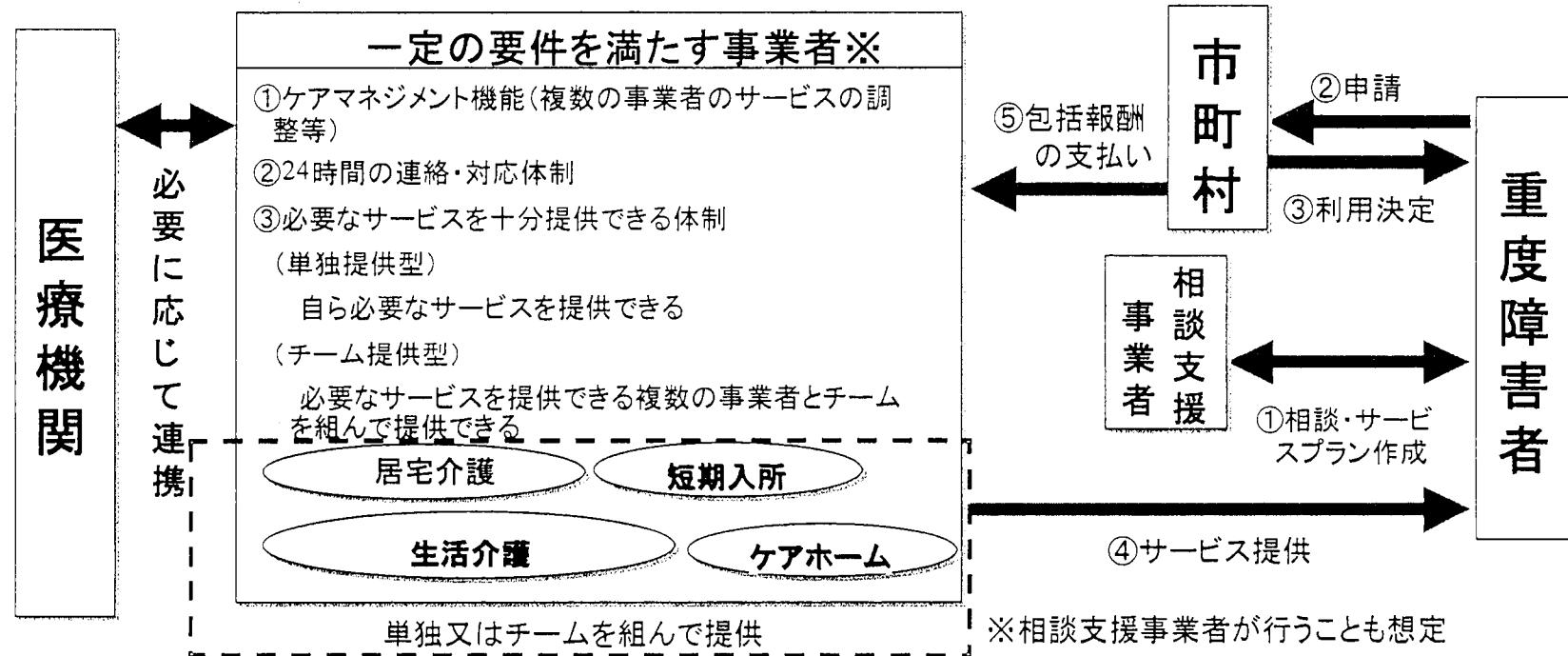


極めて重度の障害者に対するサービスの確保 (重度障害者等包括支援)

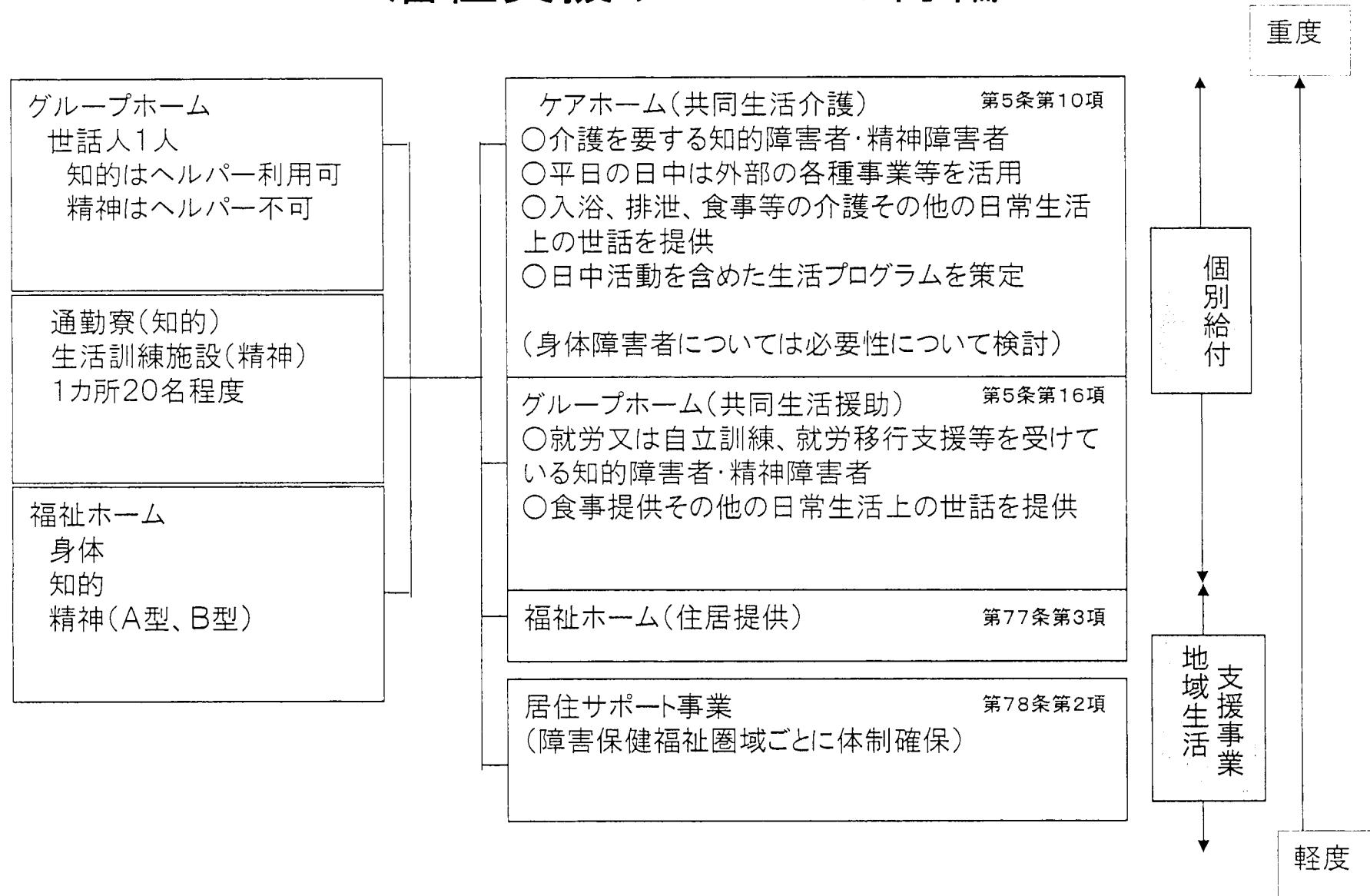
第5条第9項関係

- 自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み
- 必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組みで、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。
- サービスの種類等にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

対象者のイメージ 身体:ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
知的:強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
精神:極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者



重度の障害者等への居住サービスの確保 ～居住支援サービスの再編～



小規模作業所と新事業体系

現在の小規模作業所

- 複数の障害の種類を受け止めているケース
- 重度障害者の地域生活を支えているケース
- 就労支援を本格的にしているケース
- 設備・法人格の有無は様々

障害福祉計画に基づき計画的に移行

《新事業体系のポイント》

- 三障害共通の事業も可能
- 社会福祉法人でなくNPO法人等でも可能 第36条第3項
- 一定の設備・人員の基準を満たすことが必要 第43条第1項、第2項
- 空き教室・空き店舗の利用も可能なように規制緩和 第43条第2項

これらを組み合わせて提供することも可能

移行が想定される事業

第5条第6項

生活介護

重度障害者に対して、日常生活の世話をを行うほか、創造的活動などを行う事業

第5条第14項

就労移行支援

就労を希望する障害者に、職場実習等を通じて就労に必要な能力、知識を育む事業

第5条第15項

就労継続支援

障害者に就労の機会を提供し、障害者の職業能力の向上を図る事業

第5条第21項

地域活動支援センター (市町村の委託)

障害者の交流、創造的活動、生産活動を支援する事業

※小規模作業所によっては他の類型に移行すること也可能